

4. ご利用料金

下記の基本利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものであり、これが改定された場合はこれらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問介護相当サービスⅠ	週1回程度のサービスが必要とされた方 (事業対象者・要支援1)	11,760円 ／月	1,176円	2,354円	3,528円
訪問介護相当サービスⅡ	週2回程度のサービスが必要とされた方 (事業対象者・要支援2)	23,490円 ／月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問介護相当サービスⅢ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた方 (事業対象者・要支援2)	37,270円 ／月	3,727円	7,454円	11,181円

【加算体制について】

加算の種類	加算要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
特別地域加算	特別地域(へき地など)に事業所がある場合	所定単位数の15%加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※1	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の13.7%加算		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※1に加え、職場環境などの要件を満たしている場合	所定単位数の6.3%加算		